

## 再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業（地域活性化枠）補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 県は、再生可能エネルギーを活用した地域活性化の取組みを支援するため、県内の自治会、特定非営利活動法人及び商店街振興組合等（以下、「自治会等」という。）に対し、当該自治会等が再生可能エネルギー発電設備を導入するために要する経費に充てるため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

### （定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）再生可能エネルギー発電設備 太陽光、風力、小水力、バイオマス等の再生可能エネルギーを電気に換える設備であって、太陽電池モジュール等、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ・保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計、電力等表示モニタ、データ処理装置を構成要素とするもの。ただし、これらの構成要素すべてを備えることを要しない。
- （2）蓄電池 再生可能エネルギーにより発電した電力を繰り返し蓄え、停電時など必要に応じて電気を活用することができる設備
- （3）売電事業 再生可能エネルギー発電設備により発電した電力を電力会社に売電する事業
- （4）自家消費事業 再生可能エネルギーにより発電した電力を地域活動に必要な施設又は設備に必要なエネルギーとして供給する事業

### （交付対象者）

第3条 この要綱に基づく補助金の交付を受けることができる者は、第4条に規定する事業を実施しようとする自治会等であって、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- （1）県内に主たる事務所等を設置している法人又は団体であること。
- （2）定款又はこれに類する規約等を有すること。
- （3）団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること。
- （4）自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
- （5）その他事業の適正な執行ができないと認められる特段の理由がないこと。

### （交付対象事業）

第4条 補助金交付の対象となる事業は、自治会等が所在する市町村の区域において再生可能エネルギー発電設備を設置し、売電事業又は自家消費事業を行う場合であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）売電による収入を第5条に規定する地域活性化事業の経費に充てるもの  
ただし、地域活性化に資さない単なる施設又は設備の維持管理費等の固定費に充てる場合を除く。
- （2）第5条に規定する地域活性化事業に必要な施設又は設備に発電電力を供給するもの

### （地域活性化事業）

第5条 前条の規定による地域活性化事業は、次の各号とする。

- （1）地域の祭り等文化活動

- (2) 環境保護活動
- (3) 福祉事業
- (4) 物産販売イベント
- (5) デマンドタクシー等の運営
- (6) その他知事が認めるもの

(対象設備)

第6条 補助金交付の対象となる再生可能エネルギー発電設備（以下「対象発電設備」という。）は、次の各号の要件に適合したものとする。

- (1) 太陽電池モジュール等の公称最大出力の合計値が、原則として 50kW 未満の規模のものであること。
- (2) 設置前において使用に供されていないものであること。
- (3) 電力会社と系統連系するものであること。
- (4) 建築物の屋根等に設置する場合は次のいずれかを満たすものとする。
  - ①昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された建築物
  - ②昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性を有する」と診断された建築物
  - ③耐震改修整備を実施した建築物
- (5) 交付対象者と代表者が同一である又は資本関係がある事業者への発注及び設置工事に係る対象設備は、除くものとする。

2 補助金交付の対象となる蓄電池（以下「対象蓄電池」という。）は、次の各号の要件のいずれかに該当する場合に限る。

- (1) 対象発電設備と併せて導入し、当該設備に接続する場合
- (2) 既設の再生可能エネルギー発電設備に接続する場合

(対象経費)

第7条 補助金交付の対象となる経費は事業に要する経費のうち、本工事費、付帯工事費（当該事業の実施に必要な不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費を含む）、機械装置等購入費（事業に必要な機械装置等の購入、製造、修繕又は据付等に必要な経費（土地の取得及び賃借料を除く。））及び別途知事が認める費用とする。

(交付金額)

第8条 前条の経費に対する1自治会等あたりの補助金の交付金額は、売電事業を行う場合にあっては、前条の経費の合計額を次表の条件により借り入れるものとみなして算定した借入利子の合計額に相当する額（上限150万円）とし、自家消費事業にあっては前条の経費の合計額の2分の1（上限100万円）とする。また、対象蓄電池を導入する場合の交付金額は、10万円（10万円を下回る場合は当該導入経費）とする。

融資利率	融資期間	償還方法	経費の合計額の上限
県の募集開始時点における島根県特定非営利活動法人支援融資の設備資金の融資利率	15年 据置なし	元金均等 償還	1,000万円

備考 島根県特定非営利活動法人支援融資は、島根県特定非営利活動法人支援融資要綱（平成22年5月12日付け環総第88号）に基づく融資制度をいう。

(売電収入の管理及び使途)

第9条 第4条第1項第1号の売電収入は区分経理の上専用口座を開設し、売電収入の充当先を明確にして適切に管理しなければならない。

(交付申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、「再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業補助金交付申請書」(様式第1号、以下、「交付申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して知事が別に定める期日までに当該交付申請書を提出しなければならない。

- (1) 定款又はこれに類する規約等
- (2) 事業実施予定箇所の位置図
- (3) 事業実施予定箇所の現況写真(事業実施箇所が確認できるように、2方向から撮影したもの)
- (4) 対象設備の仕様書
- (5) 設備や架台の耐久性等を確認できる書類の写し(構造計算書等)
- (6) 事業に要する費用の内訳が記載された見積書の写し
- (7) 国等の補助制度を併用する場合にあっては、その申請書の写し
- (8) 太陽電池モジュール等を建築物に設置する場合にあっては、当該建築物の所有者が確認できる書類の写し(当該建築物に係る登記事項証明書、当該建築物の固定資産税にかかる公課証明書等)、当該土地の所有者が確認できる書類の写し(当該土地に係る登記事項証明書等)及び公図の写し
- (9) 太陽電池モジュール等を土地に設置する場合にあっては、当該土地の所有者が確認できる書類の写し(当該土地に係る登記事項証明書等)及び公図の写し
- (10) 土地又は建築物の所有者等の承諾書の写し(再生可能エネルギー発電設備の設置、電力会社との電気受給契約及び補助事業に係る証拠書類等の提供について承諾する旨を記載したもの)
- (11) 土地又は建築物の管理者又は占有者が所有者と異なる場合にあっては、当該土地又は建築物を管理又は占有する権限を有することを証する書類の写し
- (12) 自治会等の過去3年分の決算書及び事業活動報告書等
- (13) その他知事が必要と認めるもの

2 補助金の交付を受けようとする自治会等は、交付申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定)

第11条 知事は、前条第1項の書類の提出があったときは、当該申請の内容を精査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、様式第2号により当該申請のあった自治会等(以下、「交付決定自治会等」という。)に通知するものとする。また、交付対象事業は、この交付決定後に着手(請負業者との契約締結を含む。)し、当該交付決定をした年度内に完了しなければならない。

(変更承認申請)

第12条 交付決定自治会等はやむを得ず事業計画を変更、中止又は廃止するときは、「再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業計画変更(中止・廃止)承認申請書」(様式第3号、以下、「変更等承認申請書」という。)に第10条第1項第1号から第12号の書類を必要に応じて添付の上当該変更等承認申請書を提出するものとする。ただし、変更の場合は次の各号に掲げる軽微な変更を除く。

- (1) 交付目的に変更をもたらすものではない、事業実施内容の細部の変更。
- (2) 交付金事業の交付対象経費から補助金、負担金及びその他の収入を控除した額の30パーセント未満の変更。

2 知事は、前項の書類の提出があったときは、審査の結果を様式第4号により交付決定自治会等に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助金の交付を受けて再生可能エネルギー発電設備を設置(以下、「補助事業」という。)した交付決定自治会等(以下、「事業実施自治会等」という。)は、再生可能エネルギー発電設備の設置が完了した場合、「再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業補助金実績報告書」(様式第5号。以下、「実績報告書」という。)を知事に提出するものとする。

2 実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、事業の性格上、作成を要しないものについては、この限りではない。

- (1) 事業に要する費用が記載された工事請負契約書及び内訳書の写し
- (2) 事業に要した費用に係る支出についての証拠書類の写し(振込明細書、領収書等)
- (3) 事業の実施状況を示す写真(施工中及び完成写真)
- (4) 電力会社との電気受給契約を証する書類の写し
- (5) 売電収入の管理専用口座の通帳の写し
- (6) 国等の補助金の交付決定通知書の写し(国等の補助制度を併用した場合に限る。)
- (7) その他知事が必要と認めるもの

3 実績報告書の提出時期は、補助事業の完了(補助事業の中止又は廃止の場合を含む。)後30日を経過した日又は交付決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の額の確定及び返還)

第14条 知事は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容の審査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施自治会等に様式第6号により通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の請求及び支払)

第15条 本補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 概算払いを受けようとする場合は、事業実施自治会等は、「再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業補助金支払請求書」(様式第7号)により知事に提出するものとする。

- 3 知事は、前項の請求書を受理したときは、事業実施自治会等に速やかに支払うものとする。

(消費税及び地方消費税の取扱い)

第16条 第10条第2項ただし書の規定により消費税等仕入控除税額を控除しないで交付の申請をした事業実施自治会等は、第13条の実績報告をする場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

- 2 第10条第2項ただし書の規定により消費税等仕入控除税額を控除しないで交付の申請をした事業実施自治会等が第13条の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした事業実施自治会等にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の額)を「再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業補助金に係る消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書」(様式第8号)により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて消費税等仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

(実施状況報告)

第17条 事業実施自治会等は、再生可能エネルギー発電設備の設置が完了した年度の翌年度から3年間、再生可能エネルギー発電設備を設置して売電事業又は自家消費事業を開始して以降の事業実施状況について、「再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業実施状況報告書」(様式第9号、以下、「実施状況報告書」という。)を知事に提出するものとする。ただし、4年目以降、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間(以下、「法定耐用年数」という。)が経過するまでの間にあつても、知事が報告を求める場合がある。

- 2 地域活性化事業の実施内容が、交付申請時の事業計画に記載した内容と著しく異なり、地域活性化の効果が小さいと認められる場合、知事は補助金の返還を求めることができる。
- 3 実施状況報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 決算書
  - (2) 事業活動報告書
  - (3) 地域活性化事業に要した費用に係る支出についての証拠書類の写し(振込明細書、領収書等)

(財産処分の制限等)

第18条 規則第13条により知事が定める期間は、法定耐用年数とする。

- 2 補助事業者は、前項に定める期間を経過する以前に財産を処分しようとするときは、あらかじめ「再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業に係る財産処分承認申請書」(様式第10号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産1件あたりの取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものはこの限りではない。
- 3 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る処分をしたことにより、収入があったときは、その全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(書類の整備等)

第19条 事業実施自治会等は、補助事業に係る売電収入等の収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から法定耐用年数が満了するまでの間保存しなければならない。

(市町村との連携)

第20条 知事は、本事業に関し必要があると認めるときは、事業実施自治会等が所在する市町村と連携して事業実施自治会等の取り組みについて適宜情報共有、意見交換を行うとともに適切な指導を行うものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月23日から施行する。